

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第11号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年7月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「次に掲げる世帯に属するもの」を「当該区域の解除・再編後において居住制限区域及び避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成29年度以前に指定が解除された区域に属する世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者について、平成29年（平成30年7月までの場合にあっては、平成28年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に該当しない世帯に属するもの」に改め、同号ア及びイを削り、同項第10号を削り、同項第11号中「なっていたこと。」を「なったものであって、当該区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成29年度以前に指定が解除された区域に属する世帯のうち、上位所得層に該当しない世帯に属するもの」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第3条第4号中「13」を「12」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。